

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令の一部を改正する命令」について

令和 8 年 4 月 8 日
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
総務省自治行政局

1. 改正の趣旨

雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 77 号）の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

2. 意見公募手続の実施について

本件は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号に該当するため、意見公募手続は実施していません。

3. その他

本件は、本日公布し、施行されます。